

第35回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年5月23日(火) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(11名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一			8	赤松拓也
9	清家茂			11	水野規雄	12	渡邊康志
		14	川平定計				

4. 欠席委員(3名)

7	清家壽秋	10	山本一人	13	谷口雄記		
---	------	----	------	----	------	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第159号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第160号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第161号 非農地証明願について
- 日程第5 議題第162号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第35回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>はい、5月も後半の農業委員会総会となっておりますので、田植えもほとんど終わったのかなと思ひておりましたが農業委員のメンバーが今日3人ほど休んでおりますが後半の田植えがもう少しだろうという風に思ひます。農繁期も大体後半となっておりますので怪我のないようにお願いしたいと思ひます。今日は第35回の農業委員会総会ということでそれぞれお手元に資料が配られておりますのでその内容に従ひましてご審議いただきますようお願いを申し上げまして、簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。よろしくお祈ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行ひます。よろしくお祈ひします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>12名</u>であります。</p> <p><u>谷口農業委員、山本農業委員、清家農業委員、岡本推進委員、斯波推進委員、藤原推進委員、塩崎推進委員、酒井推進委員</u>より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第35回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>5番 渡邊 由美 委員、6番 高田 洋一 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお祈ひします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、渡邊由美委員より説明願ひます。</p>
渡邊委員	<p>失礼します。議席番号番 渡邊です。</p> <p>議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p><b>【議案書に基づき、議案第159号 順位1番 説明】</b></p>
渡邊委員	<p>5月17日に譲渡人代理人、譲受人、中井推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。</p>

	【調査書に基づき、議案第159号 順位1番 説明】
渡邊委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位2番について、松岡 <sup>てるあき</sup> 照明委員より説明願います。
松岡委員	失礼します。議席番号4番 松岡です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第159号 順位2番 説明】
松岡委員	5月17日に譲渡人、末廣推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第159号 順位2番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
議長	はい、高田委員。
高田委員	議席番号6番 高田です。住所が寝屋川市になってるんですけど、土地までの平均時間が20分でちょっと理解しがたいんですけど、どういうことでしょうか。
事務局	失礼します。その理由としましては、この方は寝屋川市に住んでいるんですが、一緒に世帯員のところに書かれている〇〇さんという譲渡人の方になるんですが、親戚の方で基本的には〇〇〇さんの方も長い休暇などの時には帰ってきて作業していただくんですが、主な管理としては瀧澤さんの方にさせていただくので〇〇さんの住所からの距離を書きいただいています。

	す。
議 長	高田委員よろしいですか。
高 田 委 員	第3条の第2項の第4号関係の4のところに世帯員が〇〇さんと〇〇〇さんの二人になっとるんですけど農家として一緒に入れてるのはおかしいんじゃないかという気もせんではないんですけど。法的な理解、解釈はどのようになるのか説明をお願いします。
議 長	一旦休憩とします。
議 長	再開します。若干説明しました資料で十分ではないところがありましたので事務局で正規の形で整理をいたしまして、提案させていただくということで、そのほかご意見ありませんか。
兵 頭 委 員	この件につきまして3番の兵頭ですが、これ相続の方が勝つようなことですけど町外方が相続で取って農地が荒れるとかっていうのは農業委員、農業委員会としてはどういう風に処置されるんですか。
議 長	今の話で説明の出たように年間50日くらいは帰ってきて管理はするけど手が足りないときは親戚の人に管理をしてもらって保全をしますというのが今の説明です。
兵頭 委員	そうなんですけど、これはまた別としてこれとは別として、そういう場合には親が死んで子どもが全部町に出てそっちの相続となった場合こちらの土地は農業委員会としてはあっせんとかはされるんですか。
事 務 局	実際この相続に関しては委員会が口をはさめないので相続について、実際相続して県内にいない人でも管理してない人なんかは当然農地が荒れていく。そういう事を防ぐためにも7月頃の農地パトロールで回った後にいけない人には通知を出させていただくということまでしか今の現状ではできない。今後そういうところも増えてくると思うので後継者が県外におりますというところは。実際年間に4、5件はそういう相談はあるんですよ。亡くなられてそのあと自分らは県外におるけん誰かおりませんかかっていうのは、うちもどんな状況の農地か調べてある程度の農地なら近隣の担い手の方とかにあっせんとかはするんですが、中には山林化とか、良いところもあれば悪いところもあったりしてこの分はひよっとしたらおるかもしれんけどまあ約束までは出来ないですけど。今後も気を付けていかないといけないと、今年度から地域計画っていうものも始まって10年後の鬼北町の地図作成もしていくのですが、そういった流れもありますので整理していかなければならないのかなと思います。
高田 委員	こういうのは利用権設定で今までやってきてたんですよ。今までも県外の人相続した農地はどうしようもないから利用権設定するしかないけん。今ままでずっとこれで。
議 長	今の質問はこういう事で兵頭委員よろしいですか。
兵頭 委員	はい。

議 長	他にありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位3番について、事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。事務局の濱田です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第159号 順位3番 説明】</b>
事 務 局	5月17日に譲受人、谷口農業委員、田邊推進委員、事務局3名の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第159号 順位3番 説明】</b>
事 務 局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位4番について、渡邊由美委員より説明願います。
渡 邊 委 員	失礼します。議席番号5番 渡邊です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第159号 順位4番 説明】</b>

渡 邊 委 員	5月17日に譲渡人、譲受人、中井推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第159号 順位4番 説明】
渡 邊 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位5番について、山下 <sup>のぶてる</sup> 展輝委員より説明願います。
山 下 委 員	失礼します。議席番号2番 山下です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第159号 順位5番 説明】
山 下 委 員	5月17日に譲渡人、譲受人、岡本推進委員、事務局3名、私の計7名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第159号 順位5番 説明】
山 下 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、

	順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位6番について、事務局より説明願います。
事務局	失礼します。事務局の濱田です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第159号 順位6番 説明】
事務局	5月17日に譲渡人、譲受人、清家農業委員、西川推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第159号 順位6番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位7番について、水野規雄委員より説明願います。
水野委員	失礼します。議席番号11番 水野です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第159号 順位7番 説明】
水野委員	5月17日に譲受人、塩崎推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第159号 順位7番 説明】
水野委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位8番について、清家茂委員より説明願います。
清家委員	失礼します。議席番号9番 清家です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位8番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第159号 順位8番 説明】</b>
清家委員	5月17日に譲渡人、譲受人、松原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第159号 順位8番 説明】</b>
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位8番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位8番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第160号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、赤松拓也委員より説明願います。
赤松委員	議席番号8番 赤松です。 議案第160号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第160号 順位1番 説明】</b>



赤松委員	5月17日に、申請人、高田農業委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第160号 順位1番 説明】</b>
赤松委員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、赤松委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第160号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第160号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	日程第4 議案第161号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、水野規雄委員より説明願います。
水野委員	議席番号11番 水野です。 議案第161号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第161号 順位1番 説明】</b>
水野委員	5月17日に申請人、塩崎推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。山下農業委員には前日に確認いただいています。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第161号 順位1番 説明】</b>
水野委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第161号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第161号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり

	り承認することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第162号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 まず、順位1番から53番までを一括審議し、順位54番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から53番まで事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第162号 順位1番から53番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位1番から53番までの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第162号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から53番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第162号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から53番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	赤松委員は退席願います。
	(赤松委員 退席)
議 長	それでは、順位54番から59番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位54番から59番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第162号 順位54番から59番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位54番から59番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第162号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼

	北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 5 4 番から 5 9 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 6 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 5 4 番から 5 9 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は赤松委員を呼んできてください。
	（赤松委員 着席）
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 3 5 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	5 番
	6 番